

★ 武雄市長選挙及び武雄市議会議員選挙の日程

4月15日に任期満了を迎える武雄市長及び武雄市議会議員の選挙を次の日程で行う予定です。

◆武雄市長選挙

選挙期日の告示日 3月30日(日)

選挙期日(投票日) 4月6日(日)

◆武雄市議会議員選挙

選挙期日の告示日 3月30日(日)

選挙期日(投票日) 4月6日(日)

◆立候補届出事務説明会のお知らせ

なお、それぞれの選挙について立候補届出事務説明会を次のとおり開催しますので、立候補予定者又は代理人の方は必ず出席してください。

【日時】 1月31日(金)14:00～

【場所】 武雄市文化会館ミーティングホール

選挙管理委員会事務局 ☎ 0954-23-9211



世界の先端医療を学ぼう! 第4回 リンパ浮腫を学ぶ会

【日時】 2月9日(日) 10:30～13:00(開場10:00)

【場所】 佐賀大学医学部 臨床講堂 2階 臨床大講堂

【対象】 がん患者、一般市民、医療・介護従事者(定員250人)

◆一般講演

『佐賀大学におけるリンパ浮腫治療』

佐賀大学医学部附属病院

看護師・リンパ浮腫指導技能者 渡辺直子先生

◆特別講演

『リンパ浮腫に対する外科治療』

東京大学大学院医学系研究科

形成外科学教授 光嶋勲先生

NPO法人リンパ浮腫を学ぶ会事務局

☎ 050-3671-8201

がん検診率向上課 ☎ 0954-23-9131



悪質な訪問販売にご注意!!

何か不明点があれば、消費生活センターにご相談ください。市役所に来れない場合は出張相談も行っています。武雄市消費生活センターでは平日の9時～16時半で相談を受け付けております。

【消費生活センターからのアドバイス】

- ・言葉巧みに勧められてもまず家族や身近な人に相談しましょう。
- ・見知らぬ人を簡単に家に入れないようにしましょう。
- ・訪問販売の場合は、書面を受領した日から8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)ができます。

【消費者を守るクーリング・オフ制度】

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の方法で契約した場合に、いったん申し込みや契約をした後でも一定の条件を満たせば、消費者が簡単に契約をやめることができる制度です。

クーリング・オフにより契約をやめる時には、理由はいりません。何らかのお金を負担する必要も一切ありません。なお、消費者がお店で品物を買ったり、通信販売で品物を注文したような場合は、クーリング・オフ制度は利用できません。ただし、通信販売では、返品について表示しなければならぬことになっています。商品を購入する前に、返品についてよく確認しましょう。

参考URL

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html

武雄市消費生活センター ☎ 0954-23-9500



介護保険制度説明会の開催について

1月・2月で65歳になられる方を対象に、制度説明会を開催します。なお、対象者以外の方も出席できますので、多くの皆様のご出席をお待ちしております。

【日時・場所】

1月15日(水)10:00～ 武雄市役所 1階会議室

1月16日(木)10:00～ 山内保健センター 機能訓練室

1月22日(水)10:00～ 北方支所 2-1会議室

杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所

☎ 0954-69-8222

**過払金
返還請求!**

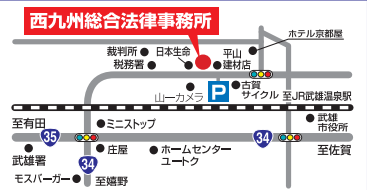
完済した方だけでなく、現在まだ借金が残っている方でも、連続10年以上の取引がある方には、自己負担金をゼロにします。

取り戻した過払金以上のお金は、一切いただきません。何も取り戻せなかった場合は、1円もいただきません。(取り戻した過払金の中から20～25%をいただくのみです。)

相談無料 秘密厳守

詳しくはホームページをアクセス!

西九州総合 検索



要電話予約

☎ 0954-27-8056

受付/月～金 9:00～12:00 13:00～18:00
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26

西九州総合法律事務所
佐賀県弁護士会所属
弁護士 福田 大志 弁護士 行武 謙一

<http://nishi9kabarai.com/>